

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子利用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子利用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「バリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を設置し、「車椅子利用者用便房・駐車施設」や「車椅子利用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

■バリアフリー法体系(建築物)

延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物  
※学校、病院、物販店舗、官公署、劇場 等

新築等する場合に**移動等円滑化基準**への適合が必要 ※既存建築物は努力義務

**移動等円滑化誘導基準**に適合した場合、容積率の緩和等のインセンティブの対象

<バリアフリー法における主な基準(設置数関連)>

	移動等円滑化基準 (義務基準)	移動等円滑化誘導基準 (誘導基準)
車椅子利用者用便房	1以上設置	各階1以上設置
車椅子利用者用駐車施設	1以上設置	駐車台数に応じて、1%~2%以上
車椅子利用者用客室(ホテル・旅館)	客室総数の1%以上設置(50室以上の場合)	客室数に応じて、1%~2%以上
車椅子利用者用客席(劇場・観覧場等)	-	客席数に応じて、0.75%~2%以上

基準見直しの方向性について検討

検討WGメンバー(案)

学識経験者、当事者団体(車椅子関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

検討スケジュール(案)

R5年度~  
・フォローアップ会議に検討WGを設置  
・検討WG(3~4回程度を想定)  
R5年度内  
・基準見直しの方向性ととりまとめ